

建築協定だより

「運営委員会の手引き」大好評!!

建築協定連絡協議会の第7回総会が、6月2日(日) 昨年と同様、横浜駅東口のジャストホールで開かれました。今回の特色は、協議会が89年度の活動方針に基づいて作成した「建築協定運営委員会の手引き」の配布と好評だった前回に続いて今年も行われた総会議事後のブロック別懇談会だと賞えるでしょう。

総会の出席者は、協定地区から60人、協定地区外7人のほか、横浜市まちづくりコンサルタント、横浜市建築局など100人余りで会場はほぼ満席となりました。また、この中には、神戸市より建築協定の連絡組織を作るため職員の方が見学に来られていました。

午後1時30分、徳原幹事の司会で開会し、竹内会長、横浜市の若菜建築指導部長のあいさつの後、議事に入りました。

まず、南企画指導課長が事務局として1年間の建築協定動向などの報告を行いました(3面に関連記事)。次に、木副会長から緑化問題への取組みや協定地区見学会の突

施、「運営委員会の手引き」の作成などこの1年間の活動についての報告が行われ、続いて本年度の活動方針として、①協定地区見学会の実施、②緑化推進(緑化協定の推進)、③協定地区の住環境意識調査の実施が提案され、了承されました(1、2面に関連記事)。また、「建築協定運営委員会の手引き」の内容について、杉山企画係長より説明がありました。引き続き質疑応答を行い、事前に受けた質問とその場に出された質問について回答されました(2面に関連記事)。その後、役員改選の提案が出され休憩に入りました。休憩の中「建築協定運営委員会の手引き」が各地区の運営委員の方に配られました。



休憩後、女性建築技術者の会代表の東 由美子氏による「高齢化社会と二世帯住宅」と題する講演が行われ、設計者から見た高齢化社会での二世帯住宅のあり方についてお話しがありました。引き続き、役員候補の発表が行われ、候補者全員が承認されました。役員は前期と同じ方々に引き続いて2年間務めて頂くこととなりました。

総会閉会后、ブロック別懇談会が行われました。懇談会は昨年同様、16区を4ブロックに分けそれぞれのテーマで活発な話し合いが行われ、予定時間をかなり超過して終了しました。

第7回総会、平成元年度活動報告(幹事会報告)

第6回総会で1年間の活動方針として、①緑化問題への取り組み、②協定地区見学会の実施、③「運営委員会の手引き」の作成、の3点を確認し、活動して来ました。

(1) 緑化問題への取り組み

緑化問題についての単独の取り組みは出来ませんでした。『建築協定だより』11号で前回総会の講演「緑とまちづくり」、12号で「横浜で「緑化協定制度」導入へ」の記事を掲載し、緑化問題のPRに努めました。また、協定地区見学会に於いても、付帯緑地のある能見台地区、「マロニエ通り」など緑のすばらしい西武金沢文庫地区を見学地に決定するなどの工夫をしてきました。

協定地区の見学会

一昨年引き続き、第二回目の見学会を10月21日(日)に実施しました。

見学地は、日の峰地区(港南区)・能見台地区・西武金沢文庫地区・金沢工業団地(以上金沢区)の4地区で、最後の工業団地は運行開始間もないシーサイドラインから見学しました。

参加者は総勢31名で、一般参加者は16地区から19人(うち前回参加者6人、女性7人)、幹事7人、行政5人という内訳でした。

「大変良かった」「楽しみながら知識が身についた」など参加者からは高い評価を得ています。特にシーサイドラインは好評でした。

前回の反省を踏まえ、地区数をしぼり、話し合いの時間を十分とするよう配慮したつもりでしたが、まだ不足であるとの声も寄せられています。

(3) 「運営委員会の手引き」作成

この1年間、「運営委員会の手引き」作成に最も大きな力を注ぎ、定例幹事会の他に臨時の検討会を開くなどしてようやく発刊にこぎつけました。

建築協定を円滑に運用するための手引きとして活用をお願いします。また、一読していただき、ご意見・ご質問がありましたら事務局までご連絡ください。

運営委員長さんを対象として作成したのですが、2,000部印刷しましたので、役員にも配布したいという地区があれば事務局に申し込んでください。

(4) ブロック別懇談会

昨年の総会終了後、初めての試みとしてブロック別懇談会を実施しました。

協定地区からの総会参加者65人中59人が懇談会に参加しました。

話題としては、二世帯同居住宅、違反是正、運営委員会の運営方法、全費、斜面緑地の保存、区建築課との関係、隣接地・穴地問題 などが話し合われました。

初めての企画でしたが、サクパランに質問や話し合いが出来たということで好評を得ました。今回も総会終了後に開催することにしています。

(5) 表彰関係

『建築協定だより』(第11号)で報告済ですが、昨年の総会直後の6月2日に、当連絡協議会が「建築協定制度の普及等を推進し、その良好な住環境の維持・増進に努め、本市の街づくりに寄与した。」という理由をもって、市政100周年・開港130周年を記念した表彰を受けました。

表彰記念式典は横浜アリーナで挙行政され、竹内会長が出席しました。

また、今年の2月6日には、住宅地の協定としては横浜で最も古い泉区の「上飯田モデル住宅地建築協定」の運営委員会が、横浜まちづくり功労者賞を受賞しました。

(6) 『建築協定だより』

『建築協定だより』については、11号・12号と例年通り2回発行しました。発行部数は30,000部となっています。

内容のマンネリ化を少しでも打破しようと12号では初めての企画として「建築クイズ」を掲載しました。応募は50通ほどあり、全問正解者は13名でした。『建築協定だより』を読みやすく楽しいものにしていくためによいアイデアがありましたらご提案をお願いします。

(7) その他

建築協定の先進都市横浜の協定地区を見学したいということで、昨年11月、小田原市の職員と住民の一行13名が視察に来られました。西武金沢文庫地区の運営委員会で行う受け入れ、地区の見学と話し合いを行いました。

以上のような活動を一年間幹事会を中心に行ってきた訳ですが、この間幹事会を6回開催しました。

建設省主催「まちづくり功労者賞」受賞

泉区「上飯田モデル住宅地建築協定運営委員会」

6月20日(日)、東京都港区芝のABCホールで、「平成2年度まちづくり月間・まちづくり功労者表彰」の受賞式があり、上飯田モデル住宅地建築協定の運営委員会が「昭和42年に戸建て住宅地として全国に先駆けて建築協定を締結し、20年以上にわたり環境を守るための活動を継続してきた。戸建て住宅地における建築協定として継続して活動し

ているものなかでは、全国でも最長であり、その功績は大である。」として、まちづくり功労者として建設大臣表彰されました。

式には運営委員長小林寛一さんが出席し、賞を受け取りました。



横浜市における建築協定

平成元年度認可地区一覧(表1)

旭区	・川井宿町 (開発者)
	・二俣川中央町内会西地区 (地元)
	・藤和フレッシュタウン希望が丘 (開発者)
	第4地区
	・横浜希望が丘バナタウン (開発者)
金沢区	・富岡10期 (開発者)
港北区	・小机飛栄ニュータウン (地元)
緑区	・若草台C地区 (開発者)
	・大場第一 (区画整理)
	・保木 (区画整理)
柴区	・野村戸塚本郷台住宅地 (開発者)

総会の事務報告を補足してまとめました。

1. 平成元年度実績

(1) 認可件数は10件/旭区の協定は57%増加

平成元年度の認可件数は10件で、全て新規だったので、有効地区数も10件増加しました。

10件の内訳は、(表1)のとおりです。

旭区は、今までの7地区に4地区を加え、11地区となり、地区数の増加率は57%となりました。緑区の認可件数は3地区で地区数は70地区となりました。3地区のうち2地区は区画整理地区で、それぞれ40ha、100haと大規模な協定地区です。

(2) ティベロッパ等の発意によるものが8割

元年度は、更新時期にあたるものがなかったこともあり、既成住宅地での地元居住者の発意によるものは2地区にとどまりました。この結果、新規開発地区(区画整理地区を含む)でのティベロッパ等の発意によるものが8割を占めました。

(3) 特徴的な制限項目

今年度認可の協定の特徴的な制限項目としては、親族が同居する住宅で玄関2ヶ所までのものを認める(二世帯同居住宅よりも緩和した扱い)というもの、人工地盤・架台の築造を禁止するというもの、ブロック塀等を禁止し、生垣又はネットフェンスとするものなどがありました。

2. 平成元年度末の累計と有効地区

(1) 累計244地区、有効地区数197地区

平成元年度末(平成2年(1990年)3月31日)現在の累計の認可件数は244件、有効建築協定数は197地区、指導地区数(期限切れだが指導中)は5地区となっています。区別の協定数(表2)の通りで、最も多い区は緑区の70地区、少ないのは鶴見区のゼロ、西区、瀬谷区の1地区となっています。

(2) 運営委員会又は窓口がある地区は146地区(72%)

(3) 協定区域の面積は、約1,454ha(指導地区を含める)1,494ha)となり、市域面積43,157haの約3.4%(同様に約3.5%)、住宅地面積(課税上の住宅地)19,421haの約7.5%(同様に約7.7%)、西区の面積633haの約2.3倍(同様に約2.4倍)となっています。

なお、協定区域内の協定認可時の区画数の合計は約35,000(同様に約37,000)となっており、市内全世帯数1,149,746世帯の約3%にあたります。

3. 最近の建築協定関係の動向

(1) 認可件数は、10件前後で推移

認可件数は10件前後で推移しているが微減傾向にあります。(図3)これは、建築紛争をきっかけにした建築協定の相談やコンサルタント派遣は多いものの、同意を得るのが難しく締結まで結びつかないものが多いためと考えら

れます。一方、開発許可による造成件数には大きな変化はありませんが、開発規模が小さくなり協定を結ぶものが少なくなっています。

(2) 二世帯同居住宅の増加

二世帯同居的な住宅の増加と多様化(玄関2つの共同住宅形式のものなど)が見られ、協定にもこれに対応する動きも出ています。この背景には社会の高齢化と地価高騰があると思われます。

(3) ワンルームマンション建設の増加

地価高騰の影響を受けて、戸建住宅内外で小規模ワンルームマンションの建設が増加しています。戸建住宅やファミリータイプの共同住宅では採算がとれない等の理由によると考えられます。これに伴った協定地区でのトラブルも出てきています。

(4) 斜面地・緑地等の宅地化(共同住宅建築等)

戸建住宅地周辺の斜面地・緑地が共同住宅などの建設のためにつぶされる事例が増え、トラブルとなるケースも出ています。そこで、協定隣接地に斜面地・緑地がある場合、地権者をあらかじめ調査し、協定への協力を求めるなどの予防的な対応が必要とされます。

市としては、新たに協定を認可する場合、こうした土地も協定区域に入れるよう指導していきます。

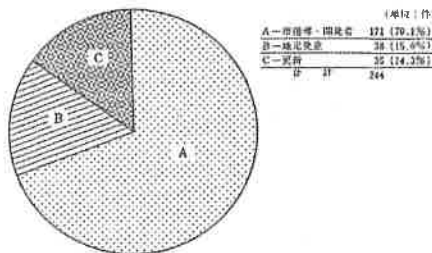
区別建築協定地区数及び区域面積(表2)

(H2.3.31現在) ()内は指導地区の数(内数)

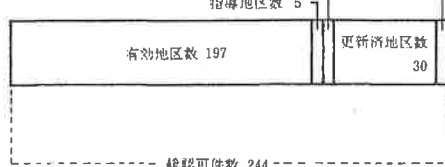
区名	地区数	面積
鶴見区	0	0
神奈川区	3	2.23
西区	1	1.02
中区	3	89.58
南区	5	15.09
港南区	17	74.97
瀬谷区	4	9.45
旭区	11	34.38
金沢区	5	14.69
金沢区	25 (3)	339.06 (33.26)
港北区	14	47.56
緑区	70	537.89
戸塚区	15	89.94
柴区	24 (1)	158.73 (5.02)
泉区	4 (1)	78.41 (1.97)
瀬谷区	1	1.12
総計	202 (5)	1494.10 (40.26)

(図1)

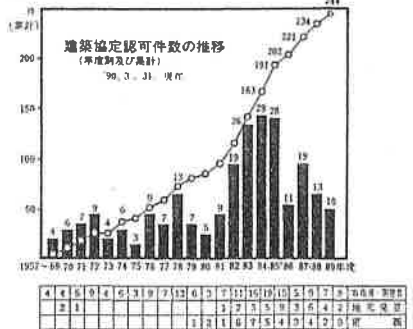
協定成立の事情



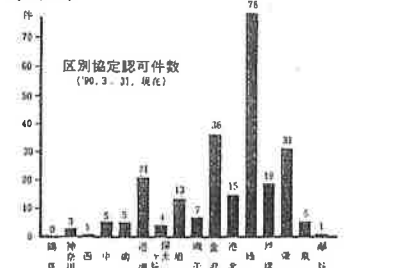
(図2)



(図3)



(図4)



横浜市住宅リフォーム相談所

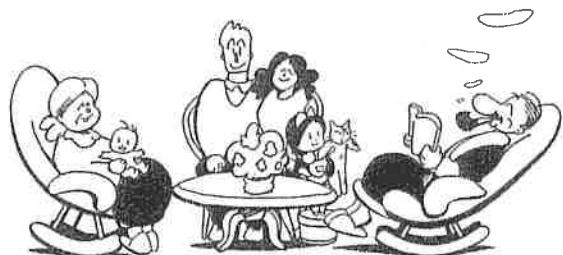
'90. 8. 9. ~ '91. 3. 31. (12:00~17:00)
(高島屋の休日の日は休み)

横浜高島屋7Fリビングフロア内

主催 横浜市住宅リフォーム促進協議会

後援 横浜市

問い合わせ先: 横浜市建築局住宅計画課 TEL 671-3975



キッチンが共用だといちばん困ること、それは図2に出ています。食べ物の嗜好が違うので困る。それがトップの理由ですね。これは一般的に考えてもそうかなと思うようなところですよ。それぞれ別世帯で生活してくると、食べ物というは1つの文化ですから、料理の種類も違ってきて、やっぱり一緒になるといろいろトラブルはあるんだらうなと思います。

第2の理由としては、使いかたが違うので不満が出る、という項目があるんです。これはどういうことかと言うと、要するに今までの経験で考えますと、清潔度というのかな、散らかしかたというかな、そういうのが、人によって違うんです。

たとえばお嫁さんとお姑さんで、どっちかがきれい好きで、どっちかがきれい好きでないという、すごくトラブルのもとになりますね。

●台所・食事室で不都合に感じている点

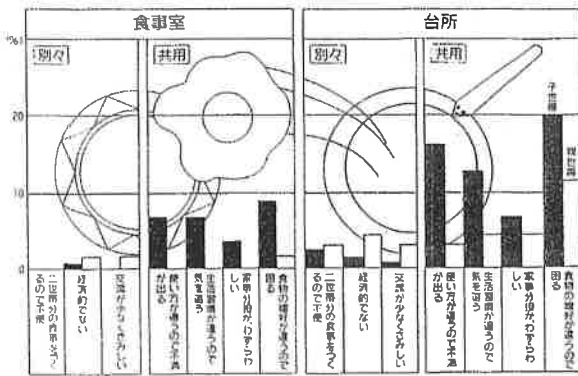


図2 (大和ハウス調査資料)

《居間共用の問題点》

次に居間について、一番不満な点は、親世帯はあんまり感じていないようなんですけど、子世帯が、知人を招待しにくい点です。

これも自分の経験なんですけど、私は同居していませんけど、あるとき、夫の1つの実家に私の友人を、近所だったものだから、遊びにいらっしやいと行って、私達が遊びに行ったとき同時に招待したんです。それで、ちょっと二飯どきて、一緒に食べたんですけど、その友人は、遠慮がなくて、よく食べるし、よくしゃべって帰って行きました。帰ったあと両親にあまりにも遠慮がなさすぎる、というふうにいわれて、もう2度も招待できないという感じになってしまったんです。まあ悪気があって言ったことじゃないと思うんですけど、そういうことも、やっぱり置かれると気になるものですよ。

それからもう1つ、居間で共用の場合、テレビのチャンネル権でけんかになることも多いようですね。それを解消しようと思うと、各部屋1台ということになっちゃうかもしれませんけど、それはあんまりお勧めできないし、

《浴室共用の問題点》

次に浴室ですね。浴室が共用であると、どういうことが不都合か。使用する順序に気をを使う、というのが子世帯の理由のトップになっています。これは、私達が「明るく爽やかサニタリー」という本を出すときに、アンケート調査をしたんですけど、だれかの入った後のお風呂に入りたくないと言ったことがありますか、という質問に対して、他の年代の人は、そういったことはないのですが、こういう答え方をしました。10代の女性は、40名が調査の対象になっていましたけれども、お父さんのあとに入りたくないと言った人が10人、それからお祖母さんの後に入りたくないと言った人が9人。それからお祖父さんの後には入りたくないと言った人が3人、お父さんの後に入りたくないという人が1人という感じです。清潔感がずいぶん違ってきているなという気がします。

《玄関共用の問題点》

それから、皆さんが悩んでおられる玄関の問題になるんですけど、図3を見て下さい。これも、親世帯と子世帯では、ずいぶん感じ方が違うんですけど、親世帯は知人が来にくい、それから、互いの出入りを気づかうので煩わしい、という答えがすごく多いです。それは実感としてすごくわかります。

例えばPTAなんかの委員とか役員をされる方で、おしゅうとめさんのいらっしやる方がけっこう多いんですけど、それはどうしてかと言うと、学校の仕事をしているといえは出られる、大義名分がなつということらしいのです。

●玄関で不都合に感じている点

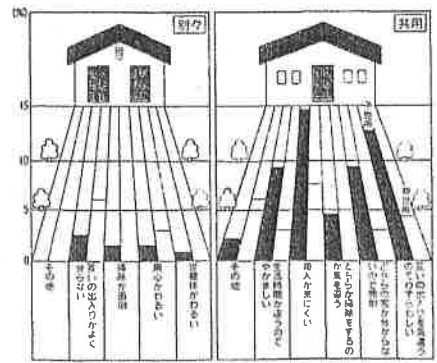


図3 (大和ハウス調査)

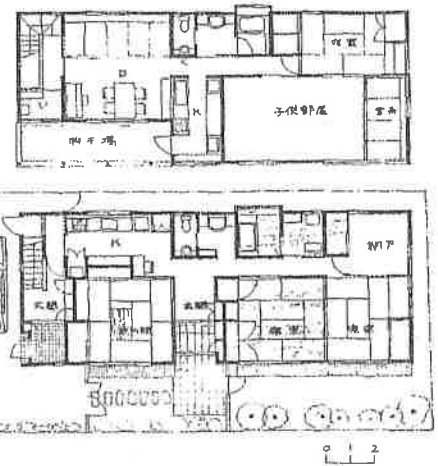


図4 (設計 東 由美子)

それから、子世帯の所に友達が来にくい。さっきの居間の話でもしましたが、特にお嫁さんの場合には友達を呼びにくいですね。

もう1つは、玄関が1つですと、外からの情報が片方しか伝わらないということもあるんですね。これは、特殊な例だと思ってもいいんですけど、私の建主さんのお隣の家の話なんですけど、あるとき、建主さんのお隣の家に行って、「ちょっとお客さんの車を置かせてもらいたいんで、家の前を貸して下さい。」とお母さんのほうに話して、車を置かせてもらって、お客さんの接待をしていたんですね。そうしたら、その家は、本当に親子の間に会話がなくて、そしてまた息子さんという人が非常にエキセントリックな人で、車の鍵穴にセメダインを詰めちゃったんだそうです。(笑)まあ特殊な例かもしれませんが、玄関が1つだと、やっぱり1つの家族だということで、その中でどういう親子関係になっているかは関係なく、情報を一方に置くことがありますよね。

私が、設計者としてだけでなく、ふだん生活しているような人の話を聞きますと、玄関を2つにしたいという希望はだんだん増えてくるような気がします。

《2世帯住宅は今後も増える》

最後に、図4に、私が設計して完成した住宅の図面がありますので、ちょっと見て下さい。これは、玄関もキッチンも浴室も居間も全部別々にした例です。このお宅も、さっき2世帯住宅かなせ注目されるようになったかという3つの条件を全部満たしています。息子さんはサラリーマンで、とてもじゃないけれども自分で土地を買って家を建てられない。親もだいたい5年を取ってきたし、今は元気だけれども、これから先どうなるかわからないし、この際だから、建て替えて2世帯住宅にしたいということで依頼がありました。息子さん夫婦は共働きです。だから先ほど話した3つの条件を全部満たしています。

1階はほとんど元の住まいと間取りは変わっていません。というのは年を取ると、だんだん環境に慣れるのが遅くな

りますね。ですから、台所の位置とお風呂場の位置がちょっと変わってしまっていますが、ほとんど前に住んでいた家と変わっていません。それから、段差は全部なくしました。普通は、畳と廊下の間に、3cmぐらいの段差を付けるんですけどね。構造上のこともあったり、スリッパを脱ぐということもあったりして、それを全部なくして、まっ平にしました。

2階とは、ほとんど全部別々なんですけれども、台所の脇、勝手口の横から子世帯の玄関に出られるようになってます。物干し場だけ、密集地でするので2階でないとよく乾かないので、共用するという形にしました。

住み始めてまだ間がないので、その後、どういう問題が出てきたかとか、おおい聞いてみようと思っておりますけれども、今のところは問題なく住んでいるようです。

私の話が、皆さんの参考になれば幸いです。話しはこれで終わります。ありがとうございました。(拍手)

— 1 —

講師プロフィール

1948年、兵庫県生まれ、日本大学理工学部建築学同卒業後、(株)高野建設設計事務所勤務。公共建築物、店舗、住宅等の設計監理を担当。

1983年、独立して東設計工房を開業。主に住宅の設計を手がける。

1987年より、女性建築技術者の会代表。著書に「いきいきさわやかダイニングキッチン」「あかるくさわやかサニタリー」(いずれも共著(財)経済調査会)がある。

他都市シリーズ第6回 大阪府河内長野市楠ヶ丘地区

今回の他都市シリーズは、建設大臣より平成2年度まちづくり功労者賞を授与された大阪府河内長野市の「楠ヶ丘団地」をたずねてみました。

河内長野市は大阪府の南東部に位置し、東は金剛山を挟んで奈良県と、南は和泉山脈を挟んで和歌山県と接していて、市域の7割が山地という自然に恵まれたところです。ミナミの中心、なんば駅まで急行で約30分という大阪市内への通勤に大変便利な場所にあることもあって、昭和40年代から大阪のベッドタウンとして大規模な宅地開発が進められ、現在まで23カ所が開発されています。そうしてできた住宅地は世帯数で約1万5,000世帯、人口は約5万7,000人で、市の人口の約55%を占めています。

今回たずねた楠ヶ丘団地は、昭和30年代の終わり頃に開発された、市の中央部の丘陵地にある市内でも最も古い住宅地です。この楠ヶ丘団地で今年の3月に、権利者790名、広さは約17.3ヘクタールという既成市街地としては全国でも最大規模の建築協定が認可されました。河内長野市には現在13の協定地区がありますが、ほとんどが分譲時の一人一戸で、既成市街地のものは団地以外にはひとつあるだけです。



ワンルームマンション建設計画をきっかけに権利者790名の建築協定を約7ヵ月で締結

廣浜市の建築協定の締結は、地元が動き出してから認可に通常1年半から2年かかっています。ところがこの楠ヶ丘地区建築協定は、問題発生からなんと約7ヵ月という短期間で締結されています。既成市街地であることや、権利者が790人もいることを考えると異例のスピードと言えます。そこで、なぜこのように短期間で建築協定を締結することができたのか、という辺りに焦点を絞って話を聞いてきました。

楠ヶ丘団地が建築協定を結ぶに至ったきっかけは、昨年5月に大阪市内の業者が同団地内の2カ所に3棟の2階建ワンルームマンションを建てる計画を明らかにしたことです。一戸建専用住宅がほとんどの良好な環境が悪化するのではないかという建設反対の気運が自治会を中心に約2ヵ月でまとまり、ほぼ全員の名を付けたワンルームマンション建設反対の要望書を市及び大阪府へ提出しました。市に要望書を提出に行った際に建築協定制度を知り、ワンルームマンション建設阻止に効果があるのではないか検討を始めた。

8月にはいって、建築協定締結へ向けて具体的に動き出しました。ワンルームマンション、ミニ開発、3階建住宅等についてのアンケートを実施したり、8月中だけで市職員を招いて説明会を6回も行ったり、自治会の役員、幹事そして行政担当者は暑い中を精力的に活動されたそうです。

9月10日には自治会の臨時総会を行い、元年度中に建築

協定の認可を受けることを目標にすることが決定されました。そしてアンケートを行い建築協定の内容を決定し、11月中旬締め切り予定で、同意書の配布が始まりました。地元に住居する住民が約600世帯、空き地の不在地主が約200人もいますので、何度も電話をかけたたり同意書を郵送したり、大変だったそうです。また、ワンルームマンション建設を予定していた業者のところへも「協定に入ってくれませんか。」と協力をお願いしました。もちろん断られたそうです。プレッシャーにはなったのではないかとのことでした。

その後、住民および土地所有者から集められた同意書が随時市役所に持ち込まれ事前の審査が行われました。最終的には地区の86%の同意が集まり、今年の1月8日に認可申請書を市役所に提出しました。協定書の複製、公聴会を経て、3月2日に認可され協定が成立しました。

制限は敷地分割の禁止と用途制限(一戸建専用住宅)のみ

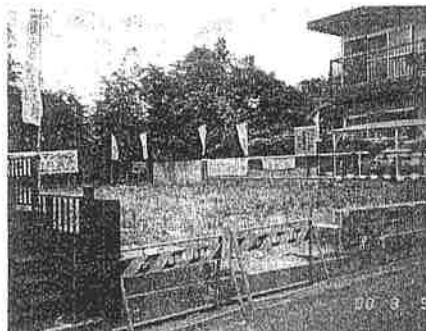
以上が認可までの経過ですが、このように短期間で締結が可能となった理由としては3つあります。第一に、地区をまとめる自治会の組織が大変しっかりしていたことがあります。第二に、当初から短期間で締結することを最大の目標にして運動していたことがあります。運営委員長さんは、「短期間で作らないとつぶれてしまうのではないかと心配で、とにかく1日も早く締結したかった。」と話しておられました。また、短期間で作らなければ効果はないと思われていたそうです。そして最後に、同意を取りやすくするために協定の内容を細かく規制せず大枠だけのものとしたことです。建築制限の内容は大変シンプルで、敷地分割の禁止(165㎡以上)と用途制限(一戸建専用住宅)だけです。

協定の内容そのものは、質の高いまちづくりを実現するには不十分かもしれませんが、皆が共通して望んだ、必要なことを当初の目標どおり短期間で実現した自治会の行動力、組織力は特筆できるでしょう。

また、行政の方も、自治会の早急に締結したいとの意向を受けて、最大限に協力されたとのこと。市の担当者は、権利者が多いのでチェック等大変だったと話していました。

自治会会則改正で建築協定を自治会の事業に

運営については、先に述べたように大変しっかりしている自治会の組織をフルに活用しているとのことでした。運営委員会のメンバーは、委員長、副委員長、会計、そして団地内の16地区から各1名、さらに自治会会長と副会長1名の計21名で構成されていて、ほとんどのメンバーが自治会と重複しています。



(ワンルームマンション建設計画があった土地)

興味深いのは、会費はとっておらず、自治会費を使って

いることです。「建築協定に参加していない方から文句は出ないのですか?」と聞いたところ、「今年の4月に自治会会則を改正して自治会の事業として決めてあります。」とのことでした。早速見せてくださった自治会会則の建築協定に関する条文は次のとおりです。

第2章 事業

(事業)

第3条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 住宅環境の改善および建築協定に関すること。
- (2)～(6) 略

第8章 建築協定

(建築協定の取組)

第37条 本会は第3条第1号に掲げる事業の一環として、楠ヶ丘地区建築協定運営委員会の委員の選出および運営に協力する等団地内における住宅地としての環境の相対増進に寄与するように努めるものとする。

協定の穴埋め地については、市が指導を行い、従ってもらえない場合には自治会へ連絡しているそうです。隣接地指導は行ってないとのことでした。また、本市でも話題の2世帯居住住宅についてはこちらでも問題になっているそうです。本市連絡協議会で作成した「運営委員会の手引き」を差し上げたところ、2世帯同居住宅の取り扱いについてのページに注目されていました。

9月に入った頃に建築協定締結へ向けての取り組みが朝日新聞で報道され、運動に疲れが見え始めた頃だっただけに随分おもしろい話がありました。その後も何度も新聞、住宅情報誌等に取り上げられたので、そのたびに力づけられたそうです。また、マスコミに取り上げられることが業者への良い宣伝になったとおっしゃっていました。

広告入りの協定看板

団地の中を歩いてみ

ると、地区内の要所で建築協定の第6条(建築物に関する基準)を掲げた看板が目にはいってきます。大きな看板の中に団地周辺の商店の広告がいくつも入っているのがとてもユニークでした(写真参照)。これは自治会で立てたもので、費用は広告代でまかなっているそうです。さすがに大阪人の発想はひと味違うと感心しました。ワンルームマンションの建設予定地だった土地へ足を向けると、そこは今でもマンション建設反対の看板や赤いのぼりが立てられてあって大変々しい光景が現れています。もちろん穴埋め地である建設予定地には建築協定の法的な効力は及びませんが、住民間の住環境を守ろうとする強い姿勢に建設計画は中止されたようです。

市の課長補佐の方がおっしゃった「市も大変だったが、地元も汗をかいておられるのでやりがいがあった。」という言葉を思い出して、まちづくりに一番大事なものは地元と行政のよいチームワークだとあらためて感じながら河内長野市をあとにしました。



